

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第15号

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第25号）
の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。